議案第46号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成26年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例(昭和45年杉並区条例第25号) の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「通学する第1学年から第4学年(規則で定める者にあつては、第6学年)までの」を「就学している」に改める。

附則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立児童青少年センター及び児童館条例第3条第 1項の規定による学童クラブの利用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行 の日前においても行うことができる。

(提案理由)

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、学童クラブを利用することができる 者の範囲を拡大する必要がある。 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 _| 旧 条 例

(学童クラブを利用することができる 者)

第2条の2 学童クラブを利用すること ができる者は、小学校に就学している

児童で、

区内に住所を有し、かつ、保護者の就 労、疾病その他の事由により、家庭に おいて継続して、適切な保護を受けら れないものとする。

2 略

(学童クラブを利用することができる 者)

第2条の2 学童クラブを利用することができる者は、小学校に<u>通学する第1</u>学年から第4学年(規則で定める者に<u>あつては、第6学年)までの</u>児童で、区内に住所を有し、かつ、保護者の就労、疾病その他の事由により、家庭において継続して、適切な保護を受けられないものとする。

2 略